

建設工事における最低制限価格制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、建設工事における最低制限価格制度の改正を行います。

【改正の内容】

●直接工事費の算入率の引上げ

※平成29年5月1日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用します。

| 本市の基準 | | | | |
|--------|---|---------------------|---|---------------------|
| 区分 | 改正前 | | 改正後 | |
| 設定基準 | 設計金額における ・ <u>直接工事費 × 0.95</u> ・ 共通仮設費 × 0.90 ・ 現場管理費 × 0.90 ・ 一般管理費 × 0.55 ※ 次の範囲内で設定するもの | | 設計金額における ・ <u>直接工事費 × 0.97</u> ・ 共通仮設費 × 0.90 ・ 現場管理費 × 0.90 ・ 一般管理費 × 0.55 ※ 次の範囲内で設定するもの | |
| 上限・下限値 | 2億円未満 | 予定価格の 87.5～92.5% | 2億円未満 | 予定価格の 87.5～92.5% |
| | 2億円以上 | 予定価格の 82.5～87.5% | 2億円以上 | 予定価格の 82.5～87.5% |
| | ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。 | | ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。 | |

※低入札価格調査制度における設定基準も同様となります。